

## 静岡市遠距離大学等通学費貸与条例の制定について

静岡市遠距離大学等通学費貸与条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

### 静岡市遠距離大学等通学費貸与条例

#### (目的)

第1条 この条例は、遠距離にある大学等への通学に要する資金を予算の範囲内で貸与し、若者が市内で生活し市民及び地域社会と関わる機会を増やすことにより、若者の定住の促進及び地域社会を担う人材の確保を図り、もって活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

#### (貸与の対象となる者)

第2条 この条例に基づく資金の貸与の対象となる者は、市に住所を有する30歳未満の者であって、住所地から静岡県外の大学、大学院、短期大学又は専修学校の専門課程に通学するものとする。

#### (貸与の対象となる経費等)

第3条 この条例に基づく資金の貸与の対象となる経費は、通学のため最も合理的と認められる経路に係る新幹線の定期券の購入に要した経費とする。

- 貸与する資金の額は、前項に規定する経費の3分の1の範囲内において市長が定める額とし、1月当たり3万円を上限とする。
- 資金の貸与期間は、前条の規定による通学に係る大学等の正規の修学期間とする。

#### (貸与の申請)

第4条 この条例に基づく資金の貸与を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

#### (貸与の決定)

第5条 前条の規定による申請があったときは、市長は、これを審査し、適当であると認めるときは、資金の貸与を決定する。

#### (誓約書の提出)

第6条 前条の規定により貸与の決定を受けた者は、保護者及び連帯保証人が連署した誓約書を規則で定めるところにより市長に提出しなければならない。

(在学証明書の提出)

第7条 資金の貸与を受ける者は、卒業までの期間中の毎年度に在学証明書を市長に提出しなければならない。

(届出)

第8条 資金の貸与を受けた者は、その貸与を受けた資金の完済までの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、保護者と連署して市長に届け出なければならない。

(1) 卒業、休学、復学又は退学をしたとき。

(2) 本人、保護者の身分、住所等その他重要事項に異動があったとき。

2 資金の貸与を受けた者がその貸与を受けた資金の完済までに死亡したときは、その保護者又は遺族は、戸籍抄本を添えて直ちに市長に届け出なければならない。

(貸与の決定の取消し)

第9条 第4条の規定により貸与の決定を受けた者の申出によるもののほか、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その者に係る貸与の決定を取り消すものとする。

(1) 退学し、又は死亡したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が資金の貸与を適当でないと認めるとき。

(資金の返還)

第10条 資金の貸与を受けた者は、資金の貸与に係る大学等を卒業した翌月又は前条の規定による貸与の決定の取消しの日から、第3条第3項の貸与期間の月数に2を乗じて得た期間を経過するまでの間に月賦、半年賦又は年賦の方法により資金の全額を返還しなければならない。この場合において、返還期間は、8年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、貸与を受けた者の事情により返還期間を延長し、又は短縮することができる。

(返還の免除)

第11条 市長は、次に掲げる場合には、規則で定めるところにより、資金の全部又はその一部の返還を免除することができる。

(1) 資金の貸与を受けた者がその返還を完了する前に死亡したとき。

(2) 資金の貸与を受けた者が貸与に係る大学等の卒業の後、静岡市の市民税の所得割（地方

税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する市民税の所得割をいう。）を規則で定めるところにより完納したとき。

- 2 前項の規定による免除を受けようとするときは、前項第1号に規定する場合にあっては資金の貸与を受けた者の保護者又は相続人は、同項第2号に規定する場合にあっては資金の貸与を受けた者は、市長に申請しなければならない。

（返還猶予）

第12条 市長は、疾病その他特別の事由のため貸与を受けた資金の返還が困難な者又は前条第1項第2号の要件に該当することが見込まれる者には、その者の申請によって相当の期間、資金の返還を猶予することができる。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（検討）

- 2 市長は、この条例の施行の後3年を経過した場合において、この条例に基づく資金の貸与の効果その他この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。